

事務連絡

令和5年2月21日

奨学金事務ご担当者様

公益財団法人日本国際教育支援協会

学生支援部 国際教育課

新型コロナウイルス感染症等に伴う令和5年度の奨学金支給について

平素、本協会事業にご理解ご協力賜り誠にありがとうございます。

さて、本協会では実施しております留学生向け奨学金の支給について、令和5年度新規採用者及び継続受給者への対応を下記のとおりといたしますので、通知いたします。

なお、今後の状況の変化を踏まえ、必要に応じ改めて通知いたします。

記

1 未渡日の奨学生について

(1) 支給期間の取扱い

新型コロナウイルス感染症の流行等の影響で渡日できない状況にあると認められる場合は、受給資格を有する者として取り扱います。ただし、奨学金の支給始期は渡日月からとし、支給終期は選考結果通知のとおりといたします。

(2) 手続き

渡日が選考結果通知に記載の奨学金支給始期よりも遅れることが判明した時点で速やかにご連絡ください。

(3) 送金

渡日が奨学金支給始期よりも遅れる場合、事務処理の手引き記載の送金スケジュールを変更する場合があります。

(4) 渡日しない場合

渡航制限解除後、奨学生本人の都合により渡日しない場合は、奨学金の支給決定を取り消します。

2 渡日済みの奨学生について

奨学生が渡日済みである場合、奨学金の支給可否については、各奨学金の募集・推薦要項に定める「支給の休止又は終了及び決定取消」に準じます。

以上